民法　司法令７－２５　肢エ

第１　肢の結論

正しい

第２　定型約款の変更の手続（相手方の一般的利益に合致する場合）

１．問題の所在

定型約款準備者は，定型約款を変更したい。この場合に，どのような手続で変更できるか。定型約款の変更の手続の方法が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

相手方の一般的利益に合致する場合，定型約款の変更は，個別に相手方と合意することなく変更できる。（５４８条の４・１項１号）

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，定型約款（５４８条の２）の変更をする場合，契約内容の変更である。重要な変更の場合，更改（５１３条１号）と考えられる。そのため，変更には，相手方の合意が必要であるとも思える。

しかし，不都合である。定型約款は，不特定多数のものと取引をすることが想定される，変更の際に，個々の同意を要すると，手続煩雑になり，定型約款準備者の負担が重くなってしまう。

不特定多数と取引をするにあたり，柔軟に内容を変更する必要性もある。したがって，簡易な手続で変更を認め，準備者を保護する必要がある。

そこで，法５４８条の４・１項１号は，相手方の一般的利益に合致する場合，個々の合意を不要とした。

これは，そもそも同意が必要なのは，一方的に変更されると不意打ちになり，取引安全が害されるからである。

しかし，一般的に相手方に利益になる場合は，相手方にとっても合理的な意思に反しないといえ，取引上の問題は生じない。

そこで，準備者により，一方的な変更を許容したのが法の趣旨と考える。

よって，結論に示した通り，本件のような場合，準備者は，相手方の個別同意なくして定型約款の変更ができる。

以上